

大川広域行政組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

〔 昭和45年 9月19日 〕
〔 条 例 第 4 号 〕

改正 昭和46年 3月30日条例第 5号 昭和48年 2月20日条例第 2号
 昭和49年 2月18日条例第 1号 昭和50年 2月14日条例第 1号
 昭和51年 2月16日条例第 1号 昭和51年 6月12日条例第 4号
 昭和53年 2月17日条例第 3号 昭和55年 3月 1日条例第 2号
 昭和60年 9月 4日条例第 1号 平成 3年 2月12日条例第 2号
 平成 3年 9月30日条例第 6号 平成 7年 2月13日条例第 1号
 平成10年 3月27日条例第 4号 平成15年 2月12日条例第 2号
 平成15年 4月 1日条例第 7号 平成16年 2月26日条例第 1号
 平成16年 2月26日条例第 2号 平成20年10月 1日条例第 5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、大川広域行政組合議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬、費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長等の議員報酬（以下「議員報酬」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 議 長 年額 60,000円
- (2) 副議長 年額 55,000円
- (3) 議 員 年額 50,000円

(議員報酬の支給の方法)

第3条 議員報酬は、議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職に就いたその日から、それぞれ議員報酬を支給する。

- 2 議長等が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日までについて、日額計算により、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。
- 3 議員報酬は、毎年4月1日から翌年3月31日までの分を翌年4月に支給する。ただし、前項の規定により支給する場合は、その職を離れた際支給する。

(費用弁償)

第4条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定に定めるもののほか、議長等が議会及びこれらに類する会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 3 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に定めるところによる。

(その他の事項)

第5条 この条例に定めるもののほか、議員報酬及び費用弁償の支給方法は、大川広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第9号）及び大川広域行政組合職員の旅費に関する条例（平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第7号）

の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月30日条例第5号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年2月20日条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年2月18日条例第1号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年2月14日条例第1号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年2月16日条例第1号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年6月12日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年2月17日条例第3号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月1日条例第2号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月4日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年2月12日条例第2号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月30日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月13日条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日条例第4号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月12日条例第2号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
県内	普通	2等	—	30円	—	11,000円
県外	普通	1等	実費	30円	2,500円	15,000円
国外	国家公務員の例による。					

県外出張による鉄道運賃については、管理者が特に必要と認めたときは、グリーン料金を支給することができる。